

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	現行	別表第一（第四条の二関係）	改正案
	別表第一（第四条の二関係）	別表第一（第四条の二関係）	別表第一（第四条の二関係）
劇物	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の八 （略）	十一の八 （略）
（略）	（33） N—（一—シアノ—一・二—ジメチルプロピル）—二—（二・四—ジクロロフェノキシ（プロピオニアミド及びこれを含有する製剤	（34） N—（一—シアノ—一・二—ジメチルプロピル）—二—（二・四—ジクロロフェノキシ（プロピオニアミド及びこれを含有する製剤	（34） N—（一—シアノ—一・二—ジメチルプロピル）—二—（二・四—ジクロロフェノキシ（プロピオニアミド及びこれを含有する製剤
（略）	（35） N—【（R S）—シアノ（チオフェン—二—イル）メチル】—四—エチル—二—（エチルアミノ）—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する	（35） N—【（R S）—シアノ（チオフェン—二—イル）メチル】—四—エチル—二—（エチルアミノ）—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する	（35） N—【（R S）—シアノ（チオフェン—二—イル）メチル】—四—エチル—二—（エチルアミノ）—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する
（略）	（36） 四—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—エチル—一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤	（36） 四—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—エチル—一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤	（36） 四—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—エチル—一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
（略）	（37） N—（144）  製剤	（37） N—（144）  製剤	（37） N—（144）  製剤
（略）	（略）	（略）	（略）
十二十九 （略）	十二十九 （略）	十二十九 （略）	十二十九 （略）
十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二トロメタルエンスルホニアニリド（別名フルスルフアミド）及	十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二トロメタルエンスルホニアニリド（別名フルスルフアミド）及	十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二トロメタルエンスルホニアニリド（別名フルスルフアミド）及	十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二トロメタルエンスルホニアニリド（別名フルスルフアミド）及

びこれを含有する製剤。ただし、二・四-ジクロロ- $\alpha$ - $\alpha$ - $\alpha$ -トリフルオロ-四-ニトロメタトルエンスルホニアリド○・三%以下を含有するものを除く。

二十  
二十一から二十四まで 削除  
一・三-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツプ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート○・二%以下を含有するものを除く。

二十四の三～六十八 （略）

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツプ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート○・二%以下を含有するものを除く。

二十四の三～六十七 （略）